

郵 通 技 第 1 0 3 号

昭和63年9月26日

電気通信技術審議会

会長 斎 藤 成 文 殿

郵政大臣 中 山 正 暉

諮 問 書

下記の諮問について変更して諮問する。

記

諮問第3号 国際無線障害特別委員会（C I S P R）の諸規格について
（郵通技第23号：昭和60年4月23日）

諮問第 3 号

国際無線障害特別委員会（C I S P R）の諸規格について

1 諮問理由

最近のエレクトロニクス技術の急速な発展及び情報化の進展に伴い、外部からの電磁波の影響を受けやすく、かつ、不要な電磁波をふく射するデジタル機器が広範に利用されるようになる等、電子機器等からの妨害波の問題はラジオ・テレビ等への受信妨害の保護だけでなく総合的な電磁環境の整備という観点からも重要な問題となっている。このような問題についての国際的な審議機関である国際無線障害特別委員会（C I S P R）は、電子機器等からの妨害波の許容値及び測定法等についての審議を行い、国際勧告を定めているとともに、電子機器等の輸出の増加により各国ともC I S P R勧告を採用する傾向にある。このため、我が国としては、C I S P R勧告に我が国の意見を積極的に反映させていくとともに、我が国の国内規格をC I S P R勧告に合わせていくことが望まれる。

このため、C I S P Rに加盟している各国及び国際機関の寄与文書、C I S P R事務局及びI E C中央事務局から送付される文書並びにこれらに対する我が国からの寄与文書について、国際的立場からこれを審議し、C I S P Rに対し我が国の意見を反映していくとともに、C I S P R勧告の国内規格化を積極的に推進していくために、諮問するものである。

2 答申を希望する事項

- (1) C I S P R勧告案等に対する評価について
- (2) C I S P R勧告の国内規格化について

3 答申が得られたときの行政上の措置

- (1) C I S P R勧告案等に対する我が国の対処方針の策定に活用する。
- (2) 関係法令等に反映させるなどの措置を講ずる。